

第二期地方分権改革に向けて 愛知県の提言 別表

個別事項一覧表

平成 1 9 年 1 0 月
愛 知 県

目 次

頁

1 国から地方への権限移譲の推進、枠付け・義務付けの廃止・縮小等

(1) 地方への権限移譲を積極的に進めるとともに、枠付け・義務付け等を廃止・縮小し、状況の変化に応じた対応を可能にすべきである

《地方への枠付けの廃止等により適切な対応が可能となる例》

・ がん診療連携拠点病院の指定権限の移譲	1
・ 第3次救急医療施設（救命救急センター）整備に関する協議の廃止等	1
・ 給水人口5万人超の水道事業認可・指導監督権限の移譲	1
・ 景品表示法に係る事業者排除命令に係る権限の移譲	2
・ 国庫補助金等を活用して整備した漁港施設の処分及び利活用に係る国の関与の縮小	2
・ 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の見直し	2
・ 二級河川の河川整備基本方針・河川整備計画の策定に係る国土交通大臣の同意を要する協議の廃止	3
・ 都道府県道の認定、変更、廃止に係る国土交通大臣協議の廃止	3
・ 公有水面埋立地における権利の移転・設定及び用途変更に係る国土交通大臣の協議の廃止	3
・ 公立大学法人の業務の範囲の拡大（収益事業の実施）	4
・ 高等学校における教育課程編成の裁量拡大	4
・ 県が一定の事項を公表する際の手段を公報への登載に限定する規定の見直し	4
・ 財政融資資金の借入期限の弾力化	5
・ 土地に関する権利の移転等に関する届出制度（事後届出制）の弾力化	5
・ 土地利用基本計画の策定義務の任意化	6
（その他事務の簡素・合理化等に資するもの）	
・ 保育士養成施設の設置手続等に係る県の経由事務の廃止	7
・ 水質総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意を要する協議の廃止	7

・協同農業普及事業の実施計画の策定に係る農林水産大臣協議の廃止	7
・国有保安林内で林野庁が行う行為に係る県協議の廃止	7
・電源立地地域対策交付金事業(水力発電周辺地域交付金相当分)に係る県の経由事務の廃止	8
・過疎自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議の廃止	8
・山村振興基本方針に係る関係大臣の同意を要する協議の廃止	8
・県公報の送付・保管義務の廃止	8
・国費会計事務に係る国の費用負担の明確化	8

(2) 市町村の自主性・自律性の拡大に向けた措置を講じるべきである

市町村への権限移譲等の推進

《市町村への権限移譲等によって総合的な行政の展開が可能となる例》

・民間保育所等の設置認可・指導監督等に係る事務の市町村への移譲及び公立保育所の設置に関する県への届出の廃止	9
・民間保育所運営費負担金及びその他保育事業の補助金の一般財源化	9
・新生児訪問指導事業における県・市町村の役割分担の明確化(未熟児訪問指導事業の市町村への移管)	9
・保健所実施業務との関係が深い権限の政令指定都市・中核市への移譲	10
・大気・水質・ダイオキシン類の監視・規制事務の一元化(大気、ダイオキシン類関係事務の特例市への移譲)	10
・私立幼稚園設置認可権限等の政令指定都市・中核市への移譲	11
・市町村立学校の県費負担教職員制度の見直し(給与負担、教職員定数、学級編制に関する権限の政令指定都市への移譲)	11

《市町村への権限移譲等によって住民の利便性が向上する例》

・医師等免許に係る県経由事務の市町村への移譲	12
・自立支援医療(育成医療)の申請、認定、受給者証交付事務の市町村への移譲	12
・介護保険事業者に対する指定事務等の政令指定都市・中核市への移譲	13
・障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者に対する指定事務等の政令指定都市・中核市への移譲	13

県と市町村は対等の関係であることの徹底

《都道府県を市町村の上級庁とみなすかのような制度の例》

- ・市町村が管理執行する選挙に係る選挙争訟制度の見直し 1 4
- ・行政財産の目的外使用に関する市町村長の処分等に係る不服申立て制度の見直し 1 4
- ・住民基本台帳法の規定に基づく市町村長の処分に係る不服申立て制度の見直し 1 4

2 二重行政の解消と地方支分部局等の整理等による国・地方を通じた事務組織の簡素化

(1) 地方支分部局等の事務のうち「地域における行政」を峻別し、裁量権及び財源とともに地方に移管すべきである

《本来は地方が担うべき地方支分部局等の事務の例》

- ・商工会議所法に基づく設立認可権限等の移譲 1 5
- ・バス路線の維持に関する事務の移譲 1 5

(2) 国は徹底的な行政改革を断行すべきである

《整理すべき中央省庁と地方支分部局等との事務の重複の例》

- ・飛行場及び航空保安施設の設置・変更に係る事務の国土交通省と地方航空局における重複の整理 1 6
- ・地方債の協議等に係る事務の総務省と地方財務局における重複の整理 1 6

《整理すべき地方と地方支分部局等との二重行政の例》

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出受理、勧告、基準に適合する旨の認定権限等の移譲 1 7
- ・ベンチャー・中小企業の支援に関して(独)中小企業基盤整備機構が実施する事業の移管 1 7

区分ごとの順序は知事会提案の分野別の順序に準拠した。

(福祉分野、環境分野、産業分野、まちづくり分野、教育分野、災害その他分野)

(凡例) 左欄外の . . . 本県独自の提案 . . . 提言本文中に掲載の提案

1 国から地方への権限移譲の推進、枠付け・義務付けの廃止・縮小等

(1) 地方への権限移譲を積極的に進めるとともに、枠付け・義務付け等を廃止・縮小し、状況の変化に応じた対応を可能にすべきである

《地方への枠付けの廃止等により適切な対応が可能となる例》

提案する事項	提案の内容	関係規定
〔福祉分野〕 がん診療連携拠点病院の指定権限の移譲	がん診療連携拠点病院については、県の推薦を踏まえ、2次医療圏に1か所程度との国の基準（がん診療連携拠点病院の整備に関する指針）に基づいて厚生労働大臣がその指定を行っている。愛知県においては、同一の2次医療圏において、複数の病院から申請があったが、国の指針に基づく調整の上、やむなく1施設を国に推薦した経緯がある。2次医療圏内に、国の診療機能等に関する指定要件を満たす拠点病院にふさわしい医療機関が複数あれば、1か所に絞るのではなく、複数を指定した方が、地域における連携を図ることができ、質の高い体制を確保できると考えられる。したがって、全国一律の箇所数の基準によることなく地域の実情を把握している県が指定を行うこととすべきである。	がん診療連携拠点病院の整備について（平成18年2月1日健発第0201004号厚生労働省健康局長通知）
〔福祉分野〕 第3次救急医療施設（救命救急センター）整備に関する協議の廃止等	救命救急センターについては、運営費等の国庫補助を受けるためには、厚生労働大臣に協議し、人口100万人に1か所との基準（医療計画策定指針）等に基づき、適当と認められることが必要であるが、国庫補助対象外となる場合にも厚生労働省への協議を求められている。愛知県は独自の基準を設け、現在、12（うち8が国庫補助対象）のセンターが整備されているが、重篤救急患者の医療の確保の見地からは、施設・設備等に関する国の整備基準を満たせば、より多くのセンターを整備することが望ましく、また、整備基準等への適合状況は県において十分に確認しうるものであることから、救命救急センターの整備に関する国への協議を廃止すべきである。	医療計画策定指針（「医療計画について」平成10.6.1健政発689号厚生省健康政策局長通知）救急医療対策事業実施要綱（「救急医療対策の整備事業について」昭和52.7.6医発692号厚生省医政局長通知）
〔福祉分野〕 給水人口5万人超の水道事業認可・指導監督権限の移譲	給水人口5万人を超える水道事業の認可及び水道事業者に係る指導監督事務は厚生労働大臣の権限とされている。しかしながら、水源の公平な配分、合理的配置等を考慮した広域的な水道施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業者に対して県の権限が及ばないことは、県が水道事業の統合を視野に入れた働きかけを行う上での支障となっている。また、県は水道工学や衛生学など水道事業の指導監督を担う人材と十分な執行体制を備えており、効率的な実施が可能である。給水人口が5万人を超える水道事業認可・指導監督事務等に係る権限を県に移譲すべきである。	水道法6条等 水道法施行令14条

提案する事項	提案の内容	関係規定
〔産業分野〕 景品表示法に係る事業者排除命令に係る権限の移譲	景品類の制限等や不当な表示の禁止に違反する行為があったとき、県は事業者に対して指示をすることができるが、排除命令に係る権限は国（公正取引委員会）に留保されている。愛知県は、平成 19 年度において、不当表示を行った事業者に対して指示を行ったが、地域の事業者に対して、排除命令を行うことができれば、より効果的な事業者指導ができると考えている。地域における消費者の保護は、地方が果たすべき役割であると考えられるところであり、景品表示に関する行政を一貫して推進できるようにするとともに、排除命令の処分の即時性を向上させるため、景品表示法に基づく排除命令に係る権限を県に移譲すべきである。	不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）6 条
〔産業分野〕 国庫補助金等を活用して整備した漁港施設の処分及び利活用に係る国の関与の縮小	漁港施設の一部については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令に耐用年数の定めがなく、その用途を変更等する場合には、無期限に国の承認を要することとなる。愛知県内では、平成 17 年度に実施した日間賀漁港の岸壁の整備に際して、昭和 39 年築造の防波堤の目的外使用の承認が必要となり、事前協議を含めて 4 ヶ月程度の期間を要したが、現行の制度においては、今後将来にわたって、同種のニーズが生じた場合には同様の手続を踏む必要がある。このような国の関与を存置することは地域のニーズの変化への対応を阻害するものであり、速やかに見直しを行うべきである。	農林畜水産業関係補助金等交付規則別表
〔産業分野〕 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の見直し	県が小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行う場合には、国（経済産業大臣）が定める基準に従って策定する事業計画によって事業を実施することとされている。この事業のうち、設備貸与制度の割賦販売について、国の基準では県が徴収する保証金の基準を一律に定めることとされており、財務状況が良好で貸倒の懸念がない企業に対しても、保証金の免除等を行うことができないといった支障を生じている。企業負担の軽減を図り、小規模企業者等の経営基盤を一層強化するため、地域の実態に合わせた運用ができるよう、国基準の義務付けを廃止又は例示的なものとするなどの弾力化を図るべきである。	小規模企業者等設備導入資金助成法 12 条 小規模企業者等設備導入資金助成法第 12 条第 1 項の規定に基づき、小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関する事業計画の作成の基準を定める件（平成 12 年通商産業省告示 172 号）

提案する事項	提案の内容	関係規定
<p>〔まちづくり分野〕</p> <p>二級河川の河川整備基本方針・河川整備計画の策定に係る国土交通大臣の同意を要する協議の廃止</p>	<p>県が管理している二級河川の河川整備基本方針の策定及びこの基本方針に即して策定する河川整備計画については、いずれも国（国土交通大臣）の同意を要する協議が必要とされている。これらについては学識者、住民及び関係市町村長の意見聴取を行い、関係機関との調整を経た上で、県が、河川管理者としての権限と責任において策定するものであり、これに対して国の同意を要するとすることは、県の自主性を阻害するものである。また、同意申請の事前協議が何度も必要になるなど事務手続が煩雑なものとなっている上、審査にも長期間を要し、愛知県では数件（日光川、天白川、高浜川）の基本方針が1年以上審査中とされ、それらの河川の整備計画の同意申請すらできない状況にある。県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止し、報告制度に改めるべきである。</p>	<p>河川法 79 条</p>
<p>〔まちづくり分野〕</p> <p>都道府県道の認定、変更、廃止に係る国土交通大臣協議の廃止</p>	<p>県道の認定等を行おうとする場合には、道路法に基づき国土交通大臣への協議が義務付けられている。このため、県議会の議決を経た後においても県道の認定等について公示をすることができず、県の意思決定を速やかに道路行政に反映することができない。県道の認定等に際しては、一般国道等と一体となって道路網としての機能を効率的に発揮できるよう考慮して行っていることから、この協議を廃止し、報告制度に改めるべきである。</p>	<p>道路法第 74 条</p>
<p>〔まちづくり分野〕</p> <p>公有水面埋立地における権利の移転・設定及び用途変更に係る国土交通大臣の協議の廃止</p>	<p>県知事の職権に属する事項のうち、埋立区域の面積が 50ha を超える埋立地については、埋立後の権利の移転・設定及び用途変更に係る県知事の許可に先立って、国土交通大臣への協議を要することとされている。しかしながら、許可に係る審査基準が法定されていることから、協議を要することとする意義が希薄である上、愛知県内の事例（ラグーナ蒲郡等）においても、この協議に関し、事前の打合せも含めると 3 ヶ月程度を要してしまう場合もあり、手続に相当の期間を要している。この協議を廃止し、報告制度に改めるべきである。</p>	<p>公有水面埋立法 27 条、 29 条</p>

提案する事項	提案の内容	関係規定
〔教育分野〕 公立大学法人の業務の範囲の拡大（収益事業の実施）	地方独立行政法人法は、公立大学法人が行うことができる業務を大学の設置及び管理に関する業務とこれに附帯する業務に限定している。このため、現在、公立大学法人は、大学の特性を活かした収益事業（芸術大学によるコンサート・展覧会の開催、県立大学によるイベント開催時の有料駐車場の営業など）を実施することができない。公立大学法人が自ら収入を確保し、その収入を教育研究活動の活性化や学生支援の充実に充てることができるよう、教育・研究活動に支障を及ぼさないなどの一定の条件の下で、収益事業の実施を可能とするべきである。	地方独立行政法人法 70条
〔教育分野〕 高等学校における教育課程編成の裁量拡大	学校週5日制の導入、「情報」などの新教科や総合的な学習の時間の設置などにより、各教科に配分できる授業時間数が減少し、その限られた時間の中で実施すべき必履修教科・科目等の割合（卒業に必要な74単位中31単位が必履修）が相対的に高くなり、各公私立高等学校における魅力と特色ある学校づくりが困難になっている。社会の変化（国際化の進展等）や生徒の多様化（多様な興味・関心、進路希望、適性等）に適切に対応するため、各学校の実情を踏まえた教育課程の編成を弾力的かつ柔軟に行うことができるよう、必履修科目の削減、科目選択や標準単位数の弾力化、科目における学習内容範囲の弾力化などを行い、各公私立高等学校の裁量権を拡大すべきである。	高等学校学習指導要領
〔災害その他分野〕 県が一定の事項を公表する際の手段を公報への掲載に限定する規定の見直し	政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表や採石法に基づく業務管理者試験の場所・期日の公告を始め、県の機関が一定の事項を公表する際に、その手段を「都道府県の公報」に限定している法令の規定については、昨今のインターネットの普及を踏まえたホームページの活用など、住民への最善の情報提供の方法を選択できるよう見直すべきである。	政治資金規正法 20条 採石法施行規則 8条の7等

提案する事項	提案の内容	関係規定
〔災害その他分野〕 財政融資資金の借入期限の弾力化	状況の変化その他の事情によってハード事業等が単年度で完了しない場合、地方自治法上は、予算にその旨を定めて翌年度に予算を繰り越し（明許繰越）て事業を継続し、更に避け難い事情があった場合には、支払いを翌々年度に繰り越す（事故繰越）ことが認められている。しかしながら、財政融資資金が充てられる地方債については、起債の同意等が行われた年度の翌年度末までしか借入が認められておらず、事故繰越によって翌々年度まで繰越が行われた場合、地方債による財源措置ができず、財政運営上の支障をきたすこととなる。このため、財政融資資金についても、地方自治法の規定との整合を図り、同意等の翌々年度以降の借入を可能にすべきである。	財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則 28 条
〔災害その他分野〕 土地に関する権利の移転等に関する届出制度(事後届出制)の弾力化	国土利用計画法に基づく監視区域等（事前届出制）や規制区域（許可制）の指定は知事が行うこととなっているが、それ以外の地域について、土地売買等契約の後に届出する事後届出制が全国一律に適用されている。事後届出制は、取引段階での適正な利用目的の確保を主たる目的とするものであるが、利用目的が適正でなくとも売買契約自体の効力には影響を及ぼさないうえ、仮に届出を求めないとしても、実際には個別法又は条例の規制によって適正な土地利用を確保できることから、事後届出制の適正な土地利用を確保する上で果たす役割は小さく、一律に事後届出を義務付ける意義は希薄である。一方、実際には届出書に記載される土地取引価格と、地価調査・地価公示といった公的指標等とを総合的に勘案して、監視区域等指定の際の判断材料としており、この点について事後届出制が果たす役割は大きいものと考えている。このため、事後届出制については土地取引価格の実態を把握するための制度と位置づけるとともに、地域の地価動向に応じた柔軟な運用ができるように、全国一律とされている現行制度を改め、監視区域等と同様、知事が指定できるようにすべきである。	国土利用計画法 23 条

提案する事項	提案の内容	関係規定
<p>〔災害その他分野〕</p> <p>土地利用基本計画の策定義務の任意化</p>	<p>土地利用基本計画は、個別規制法に基づく諸計画の上位計画としての行政部内の総合調整機能、土地取引に関する直接的な規制の基準としての役割、開発行為についての各個別規制法を通じた間接的な規制の基準としての役割を果たすものとして、県にその策定が義務付けられている。しかしながら、愛知県においては、総合調整機能については、行政部内の会議によってその目的が十分に果たされており、土地取引に関する直接的な規制の基準としての役割は、実情として個別規制法の開発基準により審査されており、間接的な規制の基準としての役割は、「公害の防止等に配慮」すべきことを抽象的に規定するものに過ぎない。したがって、一律に「土地利用基本計画」の策定を義務付ける意義は乏しく、その策定を任意とすべきである。</p>	<p>国土利用計画法 9 条</p>

(その他事務の簡素・合理化等に資するもの)

提案する事項	提案の内容	関係規定
〔福祉分野〕 保育士養成施設の設置手続等に係る県の經由事務の廃止	指定保育士養成施設の指定及び指定内容の変更等の承認を受けようとする設置者は、設置者が都道府県等である場合を除き、県を経て地方厚生局長に申請書等を提出する必要がある。平成16年度までは、地域の保育士の需給状況等を踏まえて県が設置の必要性等を判断する必要があったため、県の經由事務には合理的な理由があった。しかし、その後国の指導が変更され、県が保育士の需給状況等を勘案する必要がなくなったにもかかわらず、經由事務がそのまま存置されている。この現状は、合理的な理由なく設置者に負担をかけるものであるため、県の經由事務を廃止すべきである。	児童福祉法施行令5条
〔環境分野〕 水質総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意を要する協議の廃止	県が、発生源別の汚濁負荷量の削減目標量等を定める「水質総量削減計画」を策定する場合には、環境大臣に協議し、その同意を得ることとされている。しかし、水質総量削減計画の策定に当たっては、環境大臣が定めた「総量削減基本方針」に基づくべきことが法定されており、県に同意を要する協議を義務付ける意義は希薄である。事務の簡素化を図るため、この同意を要する協議を廃止すべきである。	水質汚濁防止法4条の3
〔産業分野〕 協同農業普及事業の実施計画の策定に係る農林水産大臣協議の廃止	国（農林水産大臣）が協同農業普及事業の運営に関する指針を定めた場合、県は遅滞なく協同農業普及事業の実施方針を定めなければならないが、この場合、県はあらかじめ農林水産大臣に協議することが義務付けられている。しかし、県の実施方針の策定に当たっては、国の運営指針を基本とすべきことが法定されており、国がガイドラインを提示していることとあいまって、県に協議を義務付ける意義は希薄である。事務の簡素化を図るため、この協議を廃止すべきである。	農業改良助長法7条
〔産業分野〕 国有保安林内で林野庁が行う行為に係る県協議の廃止	国有保安林内で林野庁が自ら行う立木の伐採、立木の損傷、土地の形質の変更等の行為について、あらかじめ県と協議することとされている。しかしながら、保安林制度の主務官庁である林野庁が管理する国有林内で自らが行う行為（皆伐は除く）について、県に協議する意義は希薄であり、この協議の件数が愛知県における民有林及び国有林に関する類似の手続きの約10%を占めている現状からも、事務の簡素化のため、この県への協議を廃止すべきである。	森林法施行規則22条の8、22条の11

提案する事項	提案の内容	関係規定
〔産業分野〕 電源立地地域対策交付金事業(水力発電周辺地域交付金相当分)に係る県の経由事務の廃止	電源立地地域対策交付金事業(水力発電周辺地域交付金相当分)については、県に交付対象市町村及び対象事業の選定等、実施上の裁量権がないにもかかわらず、交付申請、交付金の交付その他の事務が、県を経由する事務とされている。さらに、国・県でほぼ同一の事務手続きを二重に行っており、市町村への迅速な交付金交付の妨げとなっている。県の経由事務を廃止し、国から市町村へ直接交付する制度に改めるべきである。	(補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律 26 条) (補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律施行令 17 条)
〔災害その他分野〕 過疎自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議の廃止	県が、過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備等に関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされている。しかしながら、同意を要することとする意義は希薄であり、その事務は地方にとっての負担となっていることから、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改めるべきである。	過疎地域自立促進特別措置法 5 条
〔災害その他分野〕 山村振興基本方針に係る関係大臣の同意を要する協議の廃止	県が、山村の振興の意義及び方向に関する事項や農林業経営の近代化、医療の確保などに関する基本的な事項について定めた「山村振興基本方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされている。しかしながら、同意を要することとする意義は希薄であり、その事務は地方にとっての負担となっていることから、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改めるべきである。	山村振興法 7 条の 2
〔災害その他分野〕 県公報の送付・保管義務の廃止	地方自治法は、県にその公報を区域内的の市町村議会及び他の都道府県の議会に送付することを義務付けるとともに、それぞれの議会には送付を受けた公報を保管することを義務付けている。現在のインターネットの普及状況を考えると、紙による公報の送付及び保管を一律に義務付ける意義は希薄であると考えられ、この義務付けを廃止すべきである。	地方自治法 100 条
〔災害その他分野〕 国費会計事務に係る国の費用負担の明確化	県が行う国費会計事務は法定受託事務であり、当該事務に要する経費については、国が必要な財源措置を講ずるべきものである。国は「地方交付税で措置している。」とのことであるが、その積算根拠は示されていない。国は、国費会計事務に要する経費を、明確な法令の根拠に基づいた「国庫委託金」、「国庫負担金」として財源措置すべきである。	(地方自治法 232 条)

(2) 市町村の自主性・自律性の拡大に向けた措置を講じるべきである

市町村への権限移譲等の推進

《市町村への権限移譲等によって総合的な行政の展開が可能となる例》

提案する事項	提案の内容	関係規定
〔福祉分野〕 民間保育所等の設置認可・指導監督等に係る事務の市町村への移譲及び公立保育所の設置に関する県への届出の廃止	<p>保育所を設置する社会福祉法人の設置認可やそれらの法人が設置する民間保育所の設置認可、指導監督等に関する事務を始め、保育行政に関して現在県が実施している事務については、地域の実情を熟知する市町村が、地域の地理的情況や保育の需要に即して保育行政を展開することができるよう、次のとおり見直しを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設の施設開所（変更・休止・廃止）の届出の受理、運営状況の報告の受理、施設の設備や運営についての立入調査に関する事務の市町村への移譲 ・ 保育所を運営する社会福祉法人の設置認可・指導監督に関する事務（2以上の市町村の区域にわたる法人に関する事務を除く。）の市町村への移譲 ・ 民間保育所の設置認可・指導監督に関する事務の市町村への移譲 ・ 市町村が設置する保育所に係る県への届出義務の廃止 	<p>児童福祉法 35 条、46 条、59 条、59 条の 2、59 条の 2 の 5 社会福祉法 30 条、32 条、43 条、46 条、49 条、56 条、57 条、59 条 児童福祉法施行規則 37 条、</p>
〔福祉分野〕 民間保育所運営費負担金及びその他保育事業の補助金の一般財源化	<p>保育関係事業の費用について、公立保育所に係る運営費や一部の補助金については廃止（一般財源化、交付金化）されているが、民間保育所運営費負担金及びその他の補助金については従来どおり存置されており、各補助金ごとに用途制限があり相互に流用できないなどの国の関与が依然として残っている。そのため、市町村における地域の実情に合わせた自由な保育事業の実施の妨げになっていることから、これらの国庫補助負担金を廃止し、一般財源化すべきである。</p>	<p>児童福祉法 53 条、55 条 保育対策等促進事業費補助金交付要綱等</p>
〔福祉分野〕 新生児訪問指導事業における県・市町村の役割分担の明確化（未熟児訪問指導事業の市町村への移管）	<p>養育上必要がある未熟児については、県・保健所設置市が医師、保健師を派遣し、必要な指導を行うこととされている。一方で、現在は次世代育成支援対策の一環として、市町村における生後 4 か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）が積極的に行われており、愛知県の市町村における生後 4 か月までの全戸訪問事業実施率は平成 19 年度には 57.1%に達している。このような状況下においては、県が特に未熟児に限って一律に訪問指導をする意義は希薄になっており、未熟児を含む新生児全般について市町村が訪問指導を実施し、県は、特に困難なケースについて重点的に支援するという役割分担に改めるとともに、そのことを規定上も明確化すべきである。</p>	<p>母子保健法 19 条</p>

提案する事項	提案の内容	関係規定
<p>〔福祉分野〕</p> <p>保健所実施業務との関係が深い権限の政令指定市・中核市への移譲</p>	<p>政令指定都市及び中核市は保健所を設置して地域保健に関する事務を処理しているが、それらの市の権限とされている事務と関係が深いにもかかわらず、県が処理している事務があり、保健所の利用者にとってわかりにくいばかりでなく、保健所における総合的な地域保健行政を展開しにくい状況にある。このため、次に掲げる事務については、政令指定都市・中核市の権限として法令で規定すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）の報告の受理、情報提供請求、報告内容の是正命令等の事務 ・ 精神保健福祉センターの設置、精神医療審査会の設置、措置入院、精神保健福祉手帳の交付など、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により都道府県が処理すべき事務（政令指定都市に対しては移譲済み。） ・ 診療放射線技師が作成する照射録に係る提出命令及び検査事務 ・ 看護師等の員数が基準を著しく下回る病院が設置する看護師等確保推進者の設置届出等の受理事務 ・ 毒物劇物業務上取扱者届出の受理等の事務 ・ 特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患患者からの申請受付等の事務 	<p>医療法 6 条の 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 51 条の 12 診療放射線技師法 28 条 看護師等の人材確保の促進に関する法律 12 条 毒物及び劇物取締法 22 条 特定疾患治療研究事業実施要綱</p>
<p>〔環境分野〕</p> <p>大気、水質、ダイオキシン類の監視・規制事務の一元化（大気、ダイオキシン類関係事務の特例市への移譲）</p>	<p>特例市に対しては、水質汚濁防止法に基づく権限が移譲されているが、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視、規制等に係る権限は移譲されていない。水質汚濁防止法と他の環境関連法令は、同一の施設又は関連施設を規制対象としていることが多いが、これらの関連が深い事務について情報の流れが二元的となることは望ましくない。また、事業者が規制対象施設に係る届出を行う場合には、水質汚濁防止法に基づく届出を特例市に、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出を県に行わなければならないため、事業者の負担は大きいものとなっている。このため、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視、規制等の事務を特例市へ移譲し、環境関連法令に関する監視・規制事務を一元化すべきである。</p>	<p>大気汚染防止法施行令 13 条 ダイオキシン類対策特別措置法施行令 8 条</p>

提案する事項	提案の内容	関係規定
〔教育分野〕 私立幼稚園設置認可権限等の政令指定都市・中核市への移譲	私立幼稚園を含む私立学校(大学及び高等専門学校を除く。)の設置等については、県の認可を受けることとされている。私立幼稚園については、保育所や小学校との連携がより促進されるべきであり、保育・教育行政を通じて地域の実情に即した柔軟な対応が図られるよう、私立幼稚園に係る学校法人設立認可・届出、幼稚園設置認可・届出、私立学校審議会及びその他関係業務(統計調査、各種報告・証明等)に係る権限を政令指定都市及び中核市に移譲するべきである。	学校教育法4条 私立学校法4条、8条、30条、31条等
〔教育分野〕 市町村立学校の県費負担教職員制度の見直し(給与負担、教職員定数、学級編制に関する権限の政令指定都市への移譲)	現在、県が有している市町村立学校の県費負担教職員の人事(政令指定都市を除く。)給与負担、教職員定数、学級編制に関する権限については、市町村独自の教育施策を展開するため、中核市等一定以上の規模を有する市への移譲を検討すべきであるが、まずは、現在人事権のみが移譲され、「ねじれ」状態にある政令指定都市に対して給与負担に関する権限を、財源を付して移譲するとともに、学級編制基準・教職員定数の設定権限も併せて移譲し、政令指定都市における権限を一元化すべきである。	市町村立学校職員給与負担法1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条、41条等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条、4条等

《市町村への権限移譲等によって住民の利便性が向上する例》

提案する事項	提案の内容	関係規定
<p>〔福祉分野〕</p> <p>医師等免許に係る県經由事務の市町村への移譲</p>	<p>医師等（医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師）の免許については、申請者が県を經由して厚生労働大臣に申請書類を提出することとされており、免許の交付についても同様に県を經由している。県の本庁又は保健所よりも身近な市町村の窓口で事務を行うことによる利便性の向上の効果は大きいものと考えられる。これら医師等の免許に係る県の經由事務については、市町村に移譲すべきである。</p>	<p>医師法施行令 3 条等 歯科医師法施行令 3 条等 薬剤師法施行令 1 条等 診療放射線技師法施行令 1 条の 2 等 臨床検査技師等に関する法律施行令 1 条等 理学療法士及び作業療法士法施行令 1 条等 視能訓練士法施行令 1 条等 歯科技工士法施行令 1 条等 保健師助産師看護師法施行令 1 条等</p>
<p>〔福祉分野〕</p> <p>自立支援医療（育成医療）の申請、認定、受給者証交付事務の市町村への移譲</p>	<p>自立支援医療（育成医療）については、受給者（児童の保護者）が県保健所に申請を行い、所得区分に応じて支給認定を受けた上で指定医療機関に児童を受療させ、県から支給を受けることとされている。しかしながら、市町村民税額に基づいて所得区分を判定するため、受給者は市町村役場での手続を済ませてから県保健所まで赴く必要があり、受給者の利便を損なっている。児童に係る医学的専門性の確保については、市町村のもつ人材・ノウハウなど医療・保健資源を活用し、身近な市町村役場でのワンストップサービスを実現するため、自立支援医療（育成医療）の申請、認定、受給者証交付に係る事務を市町村に移譲すべきである。</p>	<p>障害者自立支援法施行令 3 条 障害者自立支援法施行規則第 35 条等</p>

提案する事項	提案の内容	関係規定
〔福祉分野〕 介護保険事業者に対する指定事務等の政令指定都市・中核市への移譲	老人福祉法には大都市等の特例規定が設けられており、老人居宅介護等事業等の開始届等に関する事務は政令指定都市・中核市の権限となっている。しかし、介護保険法にはそのような規定がないため、政令指定都市・中核市に所在する事業所が新規に介護保険法に基づく指定を申請する場合、事業の指定申請は県に対して、老人福祉法上の届出は当該市に対して行うこととなり、窓口が一元化していない状況にある。介護保険法に大都市等の特例を規定することにより、政令指定都市・中核市に所在する介護保険事業者の指定・許可及び指導監査に関する事務を政令指定都市・中核市の権限とすべきである。	介護保険法 地方自治法 252 条の 19、 252 条の 22 地方自治法施行令 174 条の 31 の 2
〔福祉分野〕 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者に対する指定事務等の政令指定都市・中核市への移譲	政令指定都市・中核市に所在する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者に係る事業開始届等に関する事務は、障害者自立支援法及び社会福祉法の大都市等の特例規定によって、当該市の権限となっている。しかし、障害者自立支援法に基づく事業指定等については、そのような規定がないため、政令指定都市・中核市に所在する事業所が新規に指定を申請する場合、事業の指定申請は県に対して、事業開始等の届出は当該市に対して行うこととなり、窓口が一元化していない状況にある。障害者自立支援法に係る大都市等の特例を拡充することにより、政令指定都市・中核市に所在する事業所の指定及び指導監査に関する事務を政令指定都市・中核市の権限とすべきである。	地方自治法施行令 174 条の 32、174 条の 49 の 12

県と市町村は対等の関係であることの徹底
 《都道府県を市町村の上級庁とみなすかのような制度の例》

提案する事項	提案の内容	関係規定
〔災害その他分野〕 市町村が管理執行する選挙に係る選挙争訟制度の見直し	市町村の自治事務である市町村長又は議会議員の選挙について、県選挙管理委員会が審査庁とされており、また、県選管の裁決に不服がある場合は、県選管を被告として高等裁判所に訴訟を提起することができることとされている。平成 18 年 5 月に執行された愛知県内の市議会議員補欠選挙における事例では、選挙の効力を争う異議申出に対する市選管の決定を経て、県選管に対し審査申立がなされ、最終的には平成 19 年 3 月の最高裁の判決をもって選挙の無効が確定した。県選管が審査庁として介在することは、県知事又は県議会議員の選挙において県選管への異議申出の後、直ちに出訴できることと比較して不均衡であり、市町村が自律的に事務を処理するためにも、このような制度は見直されるべきである。	公職選挙法 202 条、203 条
〔災害その他分野〕 行政財産の目的外使用に関する市町村長の処分等に係る不服申立て制度の見直し	役場の庁舎などの市町村の行政財産の目的外使用に関する市町村長の処分に対しては、市町村長に対する異議申立てを経て県知事に審査請求ができることとされている。この制度は、客観的な立場にある県知事によって解決を図ることが行政上も住民救済上も有効適正な措置であるとの考えに基づくものであるが、住民の立場から見ると、行政財産の管理という自治事務のうちでも更にその色彩が強い事務についてさえ、あたかも県の監督権が及んでいるかのように理解されかねない。不服審査に関する客観性は、第三者機関への諮問等、県知事を審査庁とする以外の手段によっても確保することが可能であり、市町村の自主・自律の観点から、このような制度は見直されるべきである。	地方自治法 238 条の 7
〔災害その他分野〕 住民基本台帳法の規定に基づく市町村長の処分に係る不服申立て制度の見直し	住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を市町村長が認めないこととする等の処分については、市町村長に対する異議申立てを経て知事に審査請求ができることとされている。この制度は、客観的な立場にある県知事によって解決を図ることが行政上も住民救済上も有効適正な措置であるとの考えに基づくものであるが、たとえば条例に根拠をもつ一般行政文書の情報公開については、市町村で完結する審査制度が機能しているように、不服審査に関する客観性は、県知事を審査庁とする以外の手段によっても確保することが可能であることから、市町村の自主・自律の観点から、このような制度は見直されるべきである。	住民基本台帳法 31 条の 4

2 二重行政の解消と地方支分部局等の整理等による国・地方を通じた事務組織の簡素化

(1) 地方支分部局等の事務のうち「地域における行政」を峻別し、裁量権及び財源とともに地方に移管すべきである

《本来は地方が担うべき地方支分部局等の事務の例》

提案する事項	提案の内容	関係規定
<p>〔産業分野〕</p> <p>商工会議所法に基づく設立認可権限等の移譲</p>	<p>商工会議所の設立認可等については、国（経済産業大臣）の権限に属しており、具体的な事務は地方経済産業局で処理されている。定款変更認可の一部等が政令により県に移譲（愛知県においては更にこれを市に移譲）されているが、その結果、案件によっては、国と県（市）の両方に申請を要する場合もあり、事務を煩雑にしている。商工会議所の地区は原則として市の区域にとどまるものであり、地域の実情に精通した地方が、設立認可等のすべてを所管することが適当であると考えられる。また、商工会議所は、広域性・国際性を有する業務も行っているが、地方においても様々な分野で国際的な見地からの役割を担っており、商工会議所に係る業務に関する権限を担うことは十分に可能である。こうしたことから、既に地方の事務とされている商工会に関する権限と同様に、商工会議所に関する権限についても県（又は市）に移譲すべきである。</p>	<p>商工会議所法 27 条、46 条等</p>
<p>〔災害その他分野〕</p> <p>バス路線の維持に関する事務の移譲</p>	<p>バス事業の参入・撤退等の許認可事務及びバス路線の維持に係る助成措置・運用の基準策定等は国（国土交通大臣）がその役割を担っており、具体的な事務は地方運輸局において処理されている。愛知県においても、平成 20 年 4 月 1 日付で 50 以上の系統の廃止が申し出られているなど、近年、バス事業者による路線の廃止が相次いでいる中、たとえば、国の地方バス補助制度の補助要件が基本的に全国一律に規定（経常収益が経常費用の 11/20 以上の路線、複数市町村にまたがりキロ程が 10 k m 以上、1 日当たりの輸送量が 15 人以上、1 日当たり運行回数 3 回以上など）されており、市町村合併の進捗に伴って、合併前であれば「複数市町村にまたがる」という要件を満たす路線でも、新たに補助対象にできないといった支障が生じている。地域住民の足を確保するためのバス路線の維持対策は、地方が果たすべき役割であると考えられ、そのために必要な権限と財源を一括して県に移譲すべきである。</p>	<p>道路運送法 4 条、9 条、15 条、38 条等 バス運行対策費補助金交付要綱</p>

(2) 国は徹底的な行政改革を断行すべきである

《整理すべき中央省庁と地方支分部局等との事務の重複の例》

提案する事項	提案の内容	関係規定
〔まちづくり分野〕 飛行場及び航空保安施設の設置・変更に係る事務の国土交通省と地方航空局における重複の整理	飛行場及び航空保安施設の設置・変更については、許可事務を国土交通省本省が所管している一方、許可に係る工事の完成検査に係る事務を地方航空局が所管している。このため、県営空港の飛行場及び航空保安施設の整備に際しては、本省と地方航空局の双方に対して説明を行う必要が生じている。事務の円滑化・効率化を図るため、本省と地方航空局の分担を見直し、窓口を一元化すべきである。	(航空法 38 条、42 条、43 条等)
〔災害その他分野〕 地方債の協議等に係る事務の総務省と地方財務局における重複の整理	県が地方債(公営企業分を含む)を発行する際には、総務省に対し「起債要望協議等 同意等 発行」という手続を経るが、政府資金等の充当が予定される事業に関しては、起債要望時に地方財務局によるヒアリングが実施されている。地方債については、従前(H17 まで)の許可制度から協議制度へ移行され、地方公共団体の自主性の確保が図られたところであり、総務省では起債要望に関するヒアリングを実施していない。しかしながら、地方財務局では財務省が関与する政府資金が充当される事業以外のもの(公庫資金・民間資金充当事業)についてもヒアリングが実施されており、事務の効率化に支障をきたしている。地方財務局におけるヒアリングを廃止するとともに、政府資金を充当しない地方債については、地方財務局に対する書類提出を廃止すべきである。	地方債取扱い上の留意事項(毎年度・総務省自治財政局地方債課長等通知)

《整理すべき地方と地方支分部局等との二重行政の例》

提案する事項	提案の内容	関係規定
<p>〔産業分野〕</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出受理、勧告、基準に適合する旨の認定権限等の移譲</p>	<p>次世代育成支援対策推進法においては、国（厚生労働大臣）が一般事業主行動計画の届出を受理するとともに、一定の基準に適合する場合にその旨を認定することとされており、具体の事務は都道府県労働局で処理されている。次世代育成支援対策は、産業、労働、福祉、教育などの行政の各部門が連携を図りながら、地域の住民・企業とともに進めるべきものであり、愛知県は、平成 19 年 4 月に「愛知県少子化対策推進条例」を施行して総合的な取組を推進しているところである。県はその一環として、職業生活と家庭生活を両立することができるよう、事業者の雇用環境整備への取組を促進しているが、このような取組を県が一元的に実施できるよう、一般事業主行動計画に関する権限については県に移譲すべきである。</p>	<p>次世代育成支援対策推進法 12 条、13 条、15 条、17 条等</p>
<p>〔産業分野〕</p> <p>ベンチャー・中小企業の支援に関して(独)中小企業基盤整備機構が実施する事業の移管</p>	<p>地域における新しい産業の創出は、地方が主体となって取り組んでいくべき課題であるが、(独)中小企業基盤整備機構は、高度な専門性を要する事業や県域を越える企業活動を支援する事業に限らず、ベンチャー企業や中小企業に対する支援事業を網羅的に実施しており、販路開拓支援、ビジネスマッチング、アドバイザー派遣など「あいち産業振興機構」等の地元支援機関が行う支援事業と重複した事業を行っている。このため、サービスを受ける企業側にとってサービスのメニューや窓口がわかりにくいばかりか、非効率的な状態となっている。このような現状を是正し、本来地方が努力すべき課題である地域の新しい産業の創出に向けて地元の中核的支援機関である「あいち産業振興機構」のワンストップサービスの充実を図るとともに、地域の他の支援機関との連携により、地域における効果的・効率的な支援体制を構築するため、(独)中小企業基盤整備機構が実施しているベンチャー支援・経営支援事業のうち、広域的、国際的な販路開拓、大口の資金助成、人材育成等を除く事業を廃止し、その財源を自治体を通して地元の中核的支援機関に移管すべきである。</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法 15 条</p>